

## 介護保険料

本市の介護保険料は、前年の課税状況や所得に応じて設定されます。低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、所得段階について、第8期計画の9段階から、第9期計画では13段階に多段階化して設定します。

所得段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	○生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者 ○世帯全員が市民税非課税者で、前年の課税年金収入額*1と合計所得金額*2の合算額が80万円以下の者	基準額 × 0.285 (0.455)	19,700円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超120万円以下の者	基準額 × 0.485 (0.685)	33,600円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税者で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合算額が120万円超の者	基準額 × 0.685 (0.69)	47,400円
第4段階	○同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	基準額 × 0.9	62,200円
第5段階	○同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、第4所得段階に該当しない者【基準額】	基準額 × 1.0	69,200円
第6段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 × 1.2	83,000円
第7段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 × 1.3	89,900円
第8段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 × 1.5	103,800円
第9段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 × 1.7	117,600円
第10段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 × 1.9	131,400円
第11段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 × 2.1	145,300円
第12段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額 × 2.3	159,100円
第13段階	○本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額 × 2.4	166,000円

\*1 課税年金収入額は、老齢福祉年金、遺族年金、障害年金を除く公的年金などの収入額

\*2 合計所得金額は、収入から必要経費（介護保険制度では「長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額」を含む）を差引いたもの  
※第1段階～第3段階の保険料率の（ ）内は、低所得者の軽減前の乗率

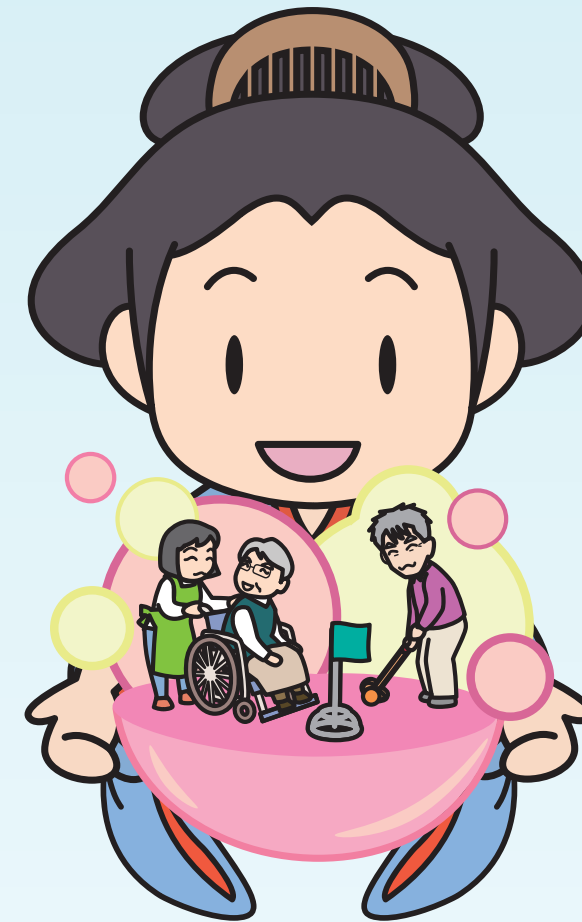
概要版

第9期

# 富岡市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

だれもが健やかに安心して暮らし続けられるまち とみおか



令和6（2024）年3月

富岡市

概要版

第9期富岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

発行・編集／富岡市 健康福祉部 高齢介護課 電話 0274-62-1511（代表）

ホームページ <https://www.city.tomioka.lg.jp/>



## この計画について

この計画は、高齢になっても、自分らしく安心して暮らし続けられる地域をつくり、維持することを目的とし、高齢者それぞれの課題に包括的に対応し、支える体制と環境づくりについて策定するものです。

また、老人福祉法、介護保険法に基づき**高齢者保健福祉計画**と**介護保険事業計画**を一体的に策定するものです。

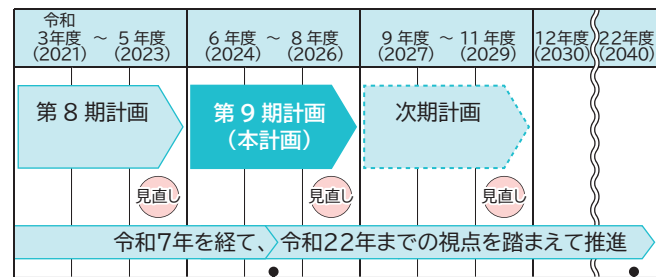
この計画の推進によって、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで、高齢者や生活上困難を抱える障害者、子どもたちをはじめ、すべての市民が安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

## 計画の期間

この計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、**令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの3か年を計画期間**とします。

なお、「団塊世代」がすべて 75 歳以上（後期高齢者）となる令和 7（2025）年を計画期間に含むことや、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、中長期的な視点を踏まえた計画とします。

また、令和 8（2026）年度に次期計画策定に向けた見直しを行います。

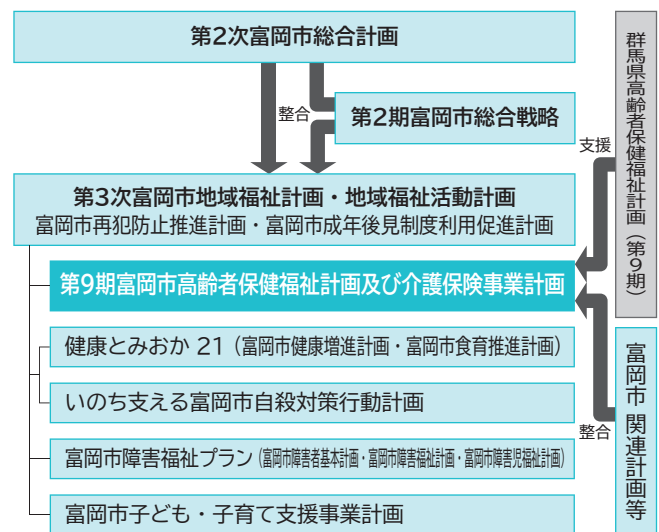


「団塊世代」がすべて 75 歳以上（後期高齢者）となる  
 「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる

## 計画の位置づけ

この計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次富岡市総合計画」に基づく個別計画に位置づけられます。

また、福祉分野の最上位計画である「第3次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、健康・福祉分野の諸計画や、様々な分野の個別計画及び指針等との整合を図ります。



## 日常生活圏域の設定

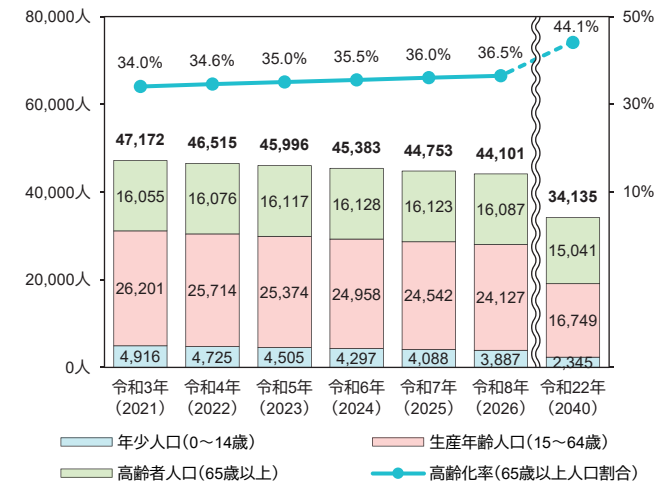
この計画では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を確保するために、第8期計画と同様に、中央、東部、北部、南部、西部、妙義の6つの**日常生活圏域**を設定し、圏域ごとにサービスの設定や施設の整備等を行います。



## 高齢者を取り巻く現状・課題

### ◆ 人口と高齢化率の推計

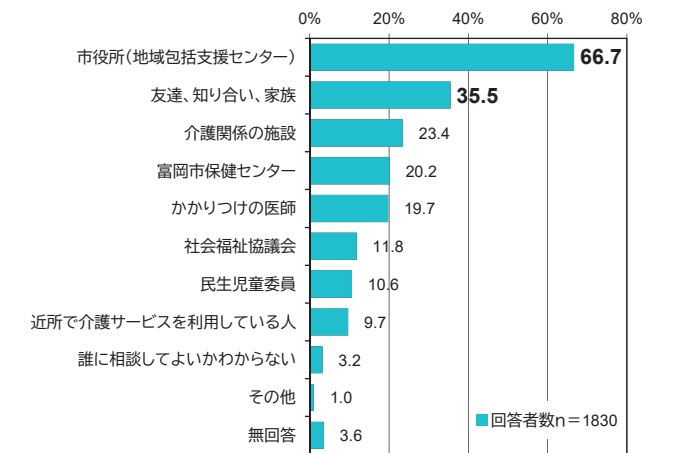
本市では、人口減少と高齢化の傾向が続き、令和 22（2040）年には総人口約 34,000 人、高齢化率（65 歳以上人口割合）44.1%になると推計されています。



※住民基本台帳（令和 5（2023）年まで各年 10 月 1 日時）、令和 6（2024）年以降はコーホート変化率法による各年 10 月 1 日時の独自推計値

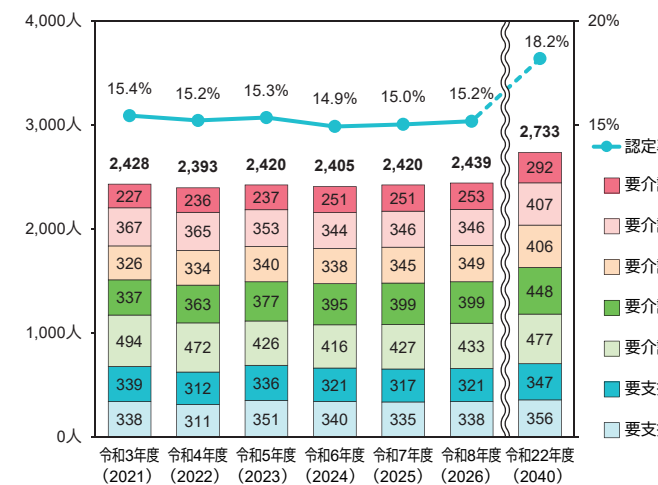
### ◆ 介護サービスを利用する場合の相談相手

65 歳以上で要介護認定（要介護 1～5）を受けていない人 3,000 人を対象とした「**介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**」によると、介護サービスを利用する場合の相談相手（複数回答可）は、「市役所（地域包括支援センター）」（66.7%）が約 7 割で最も高く、次いで「友達、知り合い、家族」（35.5%）が 3 割以上となっています。



### ◆ 要支援・要介護認定者数の推計

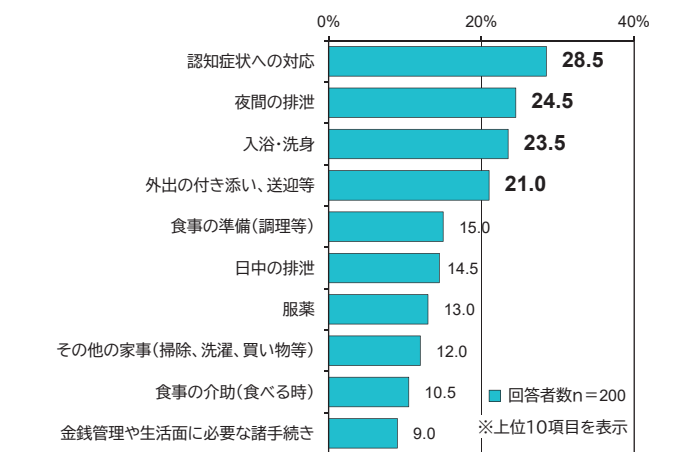
要支援・要介護認定者数は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度では 2,400 人以上、認定率は 15%程度で推移し、令和 22（2040）年度には要支援・要介護認定者数は、2,700 人以上、認定率は約 18%と推計されています。



※厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和 5（2023）年度まで各年 9 月月報）、令和 6（2024）年以降は厚生労働省「見える化システム」の将来推計ツールによる推計値

### ◆ 主な介護者が不安に感じている介護等

65 歳以上で要介護認定（要介護 1～5）を受けている人約 600 人（施設サービス利用者を除く）を対象とした「**在宅介護実態調査**」によると、主な介護者が不安に感じている介護等（3つまで選択可）は、「認知症状への対応」（28.5%）が約 3 割で最も高く、次いで「夜間の排泄」（24.5%）、「入浴・洗身」（23.5%）、「外出の付き添い、送迎等」（21.0%）が 2 割以上となっています。



## 基本理念

この計画は、これまでの計画における考え方を継承するとともに、まちづくり全体での位置づけを踏まえ、右記を基本理念として掲げ、施策や事業の推進を図ります。

だれもが健やかに  
安心して暮らし続けられるまち  
とみおか

## 6つの重点施策

①地域共生社会の実現  
(地域包括ケアシステムの深化・推進)

③生活支援及び介護予防の充実

⑤高齢者自身の活躍推進

②介護サービスの質的向上と  
介護人材確保及び業務効率化

④認知症への対応強化

⑥災害時の対応や感染症対策

## 高齢者保健福祉計画

### 基本方針1 地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、地域の保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、地域全体で包括的に支えることがますます重要となっています。

本市では、地域包括支援センターが中心となり、医療機関、介護サービス提供機関、各種団体、地域住民、ボランティア組織等の連携をさらに推進し、地域包括ケアシステムの強化に取り組みます。



#### 施策

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ①介護と医療の総合相談      | ⑤地域ケア会議の開催         |
| ②ケアプラン作成         | ⑥介護予防・日常生活支援体制整備事業 |
| ③高齢者等安心ネットワークの推進 | ⑦在宅医療・介護連携推進事業     |
| ④健康ダイヤル24        | ⑧災害時の対応・感染症対策      |

### 基本方針2 生活支援及び介護予防の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。

また、健康の維持・増進とともに、介護予防を積極的に図るため、健康づくり活動のリーダーや関係機関・団体等の連携を推進します。



#### 施策

#### (1) 生活支援

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| ①ショートステイ事業（在宅高齢者短期入所事業）     | ⑨ひとり暮らし高齢者調査 <small>市単独事業として新規</small> |
| ②在宅寝たきり高齢者等紙おむつ購入費扶助        | ⑩有償ボランティア「愛サポ」訪問事業                     |
| ③在宅寝たきり高齢者等介護慰労金            | ⑪家族介護支援の充実                             |
| ④運転免許証自主返納による補助金及びタクシー利用券扶助 | ⑪-1 認知症カフェ                             |
| ⑤高齢者安否・緊急通報装置設置             | ⑪-2 配食サービス事業                           |
| ⑥一人暮らし高齢者公衆浴場利用料扶助          | ⑪-3 認知症等高齢者見守り事業の運用                    |
| ⑦高齢者あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう施術料扶助 | ⑫高齢者の権利擁護の推進                           |
| ⑧独居高齢者の見守り体制の充実             | ⑬成年後見相談支援事業                            |

#### (2) 介護予防

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ①いきいき健康教室                                 | ⑤「ふれあいの居場所」事業                   |
| ②高齢者のための筋力トレーニング教室                        | ⑥シニアeスポーツ体験講座 <small>新規</small> |
| ③介護予防教室                                   | ⑦地域訪問・通所型生活支援事業（B）              |
| ④高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的実施 <small>新規</small> | ⑧短期集中訪問・通所型サービス事業（C）            |

#### (3) 健康増進

- |          |                  |                |
|----------|------------------|----------------|
| ①健康手帳の活用 | ③健康相談            | ④健康診査等の充実      |
| ②健康教育    | ③-1 健康相談         | ⑤訪問指導          |
|          | ③-2 健康ダイヤル24（再掲） | ⑥健康づくりのための環境整備 |

### 基本方針3 認知症施策の推進

認知症の特徴を踏まえて、早期事前的な対応として、戸別訪問による状況把握及び支援を行うとともに、医療をはじめ、複数の分野や、より多くの関係者との連携強化を図ります。



#### 施策

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ①認知症ケアパスの作成と普及   | ④地域で支える体制の充実         |
| ②認知症初期集中支援チームの設置 | ④-1 認知症サポーターの養成      |
| ③認知症地域支援推進員の配置   | ④-2 認知症カフェ（再掲）       |
|                  | ⑤認知症初期スクリーニングシステムの運用 |
|                  | ⑥認知症等高齢者見守り事業の運用（再掲） |

### 基本方針4 高齢者の積極的な社会参加の促進

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験等を活かして心身ともに健康な生活を送れるように、就労、ボランティア、生涯学習等を通じた社会参加を促進するとともに、多様な主体が活動しやすい場所の提供、情報提供や広報及び経済的支援等を推進します。



#### 施策

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ①地域の支え合いの推進       | ④シルククラブ連合会等への支援 |
| ②ボランティア活動への支援     | ⑤シルバー人材センターへの支援 |
| ③富岡市社会福祉協議会との連携強化 | ⑥生涯学習・スポーツの推進   |

# 介護保険事業計画

## 基本方針1 介護サービスの充実

これまでの介護サービスの利用状況を踏まえるとともに、将来的なサービスの需要を見据え、サービス供給基盤の整備やサービス量を確保します。



### 施策

#### (1) 居宅サービス

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ①訪問介護              | ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）    |
| ②訪問入浴介護            | ⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ） |
| ③訪問看護              | ⑩特定施設入居者生活介護          |
| ④訪問リハビリテーション       | ⑪福祉用具貸与               |
| ⑤居宅療養管理指導          | ⑫特定福祉用具購入             |
| ⑥通所介護（デイサービス）      | ⑬住宅改修                 |
| ⑦通所リハビリテーション（デイケア） |                       |

※①、⑥の対象は「要介護1～5」の人です。

#### (2) 地域密着型サービス

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ⑥看護小規模多機能型居宅介護         |
| ②夜間対応型訪問介護        | ⑦認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |
| ③地域密着型通所介護・療養通所介護 | ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護      |
| ④認知症対応型通所介護       | ⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  |
| ⑤小規模多機能型居宅介護      |                        |

※①～③、⑥、⑧、⑨の対象は「要介護1～5」の人、⑦の対象は「要介護1～5」と「要支援2」の人です。

#### (3) 施設サービス

- |           |        |
|-----------|--------|
| ①介護老人福祉施設 | ③介護医療院 |
| ②介護老人保健施設 |        |

※①の対象は「要介護3～5」の人、②、③の対象は「要介護1～5」の人です。

#### (4) 居宅介護支援・介護予防支援

- ①居宅介護支援・介護予防支援



## 基本方針2 地域支援事業の充実

地域支援事業は、被保険者が要介護または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。地域における包括的な相談及び支援、多様な主体の参画による日常生活の支援、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援の体制構築等を一体的に推進します。



### 施策

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ①介護予防・生活支援サービス事業 | ②一般介護予防事業          |
| ○訪問型サービス         | ○介護予防普及啓発事業        |
| ○通所型サービス         | ○地域介護予防活動支援事業      |
| ○介護予防ケアマネジメント    | ○地域リハビリテーション活動支援事業 |

※①の対象は「要支援者、要介護者、介護事業対象者」、②の対象は「第1号被保険者全て及びその支援のための活動に係る者」です。

#### (2) 包括的支援事業

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ①総合相談支援業務            | ⑤生活支援体制整備事業 |
| ②権利擁護業務              | ⑥認知症総合支援事業  |
| ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | ⑦地域ケア会議推進事業 |
| ④在宅医療・介護連携推進事業       |             |

※対象は「全ての被保険者と関係者」です。

#### (3) 任意事業

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ①配食サービス事業 | ③その他の事業          |
| ②家族介護支援事業 | ④認知症等高齢者見守り事業の運用 |

※対象は「全ての被保険者と関係者」です。

## 基本方針3 介護給付等費用の適正化

介護サービスがその目的に対して適切に提供されているか、また、不適正・不正な介護サービスがないかといった観点から介護給付の適正化を図ります。



### 施策

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| ①認定調査の適正化                         | ④介護給付適正化システムの活用 |
| ②認定審査会の適正化及び効率化 <small>新規</small> | ⑤住宅改修・福祉用具給付の点検 |
| ③ケアプランチェックの実施                     |                 |